

令和3年(2021年)7月6日
観光交流政策課

「認証店に係る衛生管理設備導入等補助金」の 申請受付開始について

感染防止対策に係る県の認証を受けた飲食店が認証基準を満たすために要した衛生管理設備導入等の経費に対する補助制度を令和3年7月12日(月)から開始します。

同日10時に申請書類等を県ホームページに公表するとともに、認証制度の事務局である「熊本県感染防止対策認証制度事務局」にて、補助申請の受付を開始します。

1. 事務局概要

(1) 名称 熊本県感染防止対策認証制度事務局

(2) 電話 096-353-6330(平日10時~18時)

※7月12日(月)から当該補助制度に関する質問等も受け付けます。

2. 補助制度概要

(1) 対象者

「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証基準」38項目をすべて満たし、認証を受けた飲食店の事業者

(2) 補助額 1店舗当たり50万円(上限)

※施設の構造等により換気設備の改修が必要な場合は、別途補助(上限100万円)

(3) 補助率 対象経費の9/10

(4) 補助対象物

令和3年5月14日以降に購入した上記基準を満たすための衛生管理設備等(アクリル板、消毒液等)

【問い合わせ先】

観光戦略部 観光交流政策課
山口・植田・藤由(内線5202)
TEL: 096-333-2754